

別表六の二(三)

「15」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(三) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	：	：	法人名		
					円	円
試験研究費に係る	試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「2」)	1			特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「10」)	16
	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2			試験研究費の総額に係る税額控除又は中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額 (3)	17
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除又は中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3			差引対象特別試験研究費の額 (16) - (17)	18
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4			同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (18)と別表六の二(三)付表「11」のうち(金額)	19
	試験平均売上金額の合計額 法人の別表六の二(五)「5」	5			税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (19) × $\frac{30}{100}$	20
は中小連結法人の試験研究費に係る税額控除	(6) ≥ 10% の場合	7	0.1		同上以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額	21
	(6) < 10% の場合 $(6) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8				
	税額控除限度額 (4) × (7) 又は (4) × (8)	9				
	中小連結法人税額控除限度額 $(4) \times \frac{12}{100}$	10			当期税額基準額 $(11) \times \frac{5}{100}$	23
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	11				
税額控除	当期税額基準額 $(11) \times \frac{25}{100}$	12				
	当期税額控除可能額 (9) 又は (10) と (12) のうち少ない金額	13				
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の①」)	14				
	当期税額控除額 (13) - (14)	15			法人税額の特別控除額 (15) + (26)	27

「15」欄

試験研究費の総額に係る税額控除(試験研究費の額に試験研究費割合(8~10%)を乗じた税額控除)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第1項」

② 「区分番号」欄：「10546」

③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

「15」欄

中小企業技術基盤強化税制(試験研究費の額の12%相当額の税額控除)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第2項」

② 「区分番号」欄：「10547」

③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

「26」欄

特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第3項」

② 「区分番号」欄：「10548」

③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

当期税額控除額
(24) - (25)